

2 国際第942号

関税割当公表第80号

令和3年度のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和3年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和3年3月11日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途

- (1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第35.05項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使用するものをいう。以下同じ。）
- (2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。）

- (3) グルタミン酸ソーダ等用
- (4) 沖縄特別割当用
- (5) その他用

2 合計割当数量 別途公表

3 通関期限 令和4年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 糖化用、化工でん粉用及びその他用
農林水産省政策統括官付地域作物課

2 グルタミン酸ソーダ等用
農林水産省食料産業局食品製造課

3 沖縄特別割当用
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(4)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和3年4月1日（木）から同年4月9日（金）まで

(2) 令和3年10月1日（金）から同年10月7日（木）まで

(3) 令和4年2月1日（火）から同年2月7日（月）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提

出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省又は内閣府沖縄総合事務局へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【糖化用、化工でん粉用、その他用】

農林水産省政策統括官付地域作物課 関税割当担当者宛

【グルタミン酸ソーダ等用】

農林水産省食料産業局食品製造課 関税割当担当者宛

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

【沖縄特別割当用】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

- 1 糖化用については、糖化業者（水あめ、ぶどう糖、異性化糖等の糖化製品の製造業者をいう。以下同じ。）、又は糖化業者を構成員とする団体（以下「糖化業者団体」という。）であって、輸入でん粉を糖化製品の原料として使用し、又は糖化製品の原料として販売することが確実に認められる者
- 2 化工でん粉用については、化工でん粉製造業者（輸入でん粉を使用してデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーを製造した実績を有する者をいう。以下同じ。）又は化工でん粉製造業者を構成員とする団体（以下「化工でん粉製造業者団体」という。）であって、輸入でん粉を化工でん粉の原料として使用し、又は化工でん粉の原料として販売することが確実に認められる者
- 3 グルタミン酸ソーダ等用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者
 - (1) 関税割当申請書を提出する日において、グルタミン酸ソーダ等（グルタミン酸ソーダ又は5'ヌクレオチドをいう。以下同じ。）の製造設備を有する者
 - (2) 輸入でん粉を原料として、グルタミン酸ソーダ等を製造することが確実に

と認められる者

4 沖縄特別割当用については、関税定率法別表の関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、輸入でん粉等（沖縄県内に陸揚げしたものに限り。）を沖縄県内において消費する者に販売することが確実に認められる者

5 その他用については、国内で供給することが困難な種類及び用途仕向けのでん粉等を原料とする製品の製造業者若しくは販売者又はこれらの者を構成員とする団体、当該輸入でん粉等を原料として使用すること又は販売することが確実に認められる者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるもののうち、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が適当と認める者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書に添付すべき書類（用途別）

(1) 糖化用については、次に掲げる書類を添付すること。

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①アの別添様式1、②関税割当申請書、③イからオまでに掲げる添付書類、④2の誓約書の順に揃えて提出するものとする。

ただし、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間をいう。以下同じ。）における割当実績を有する者であつて、申請時点においてエ及びオの書類の内容に変更のないものは、エ及びオの書類の添付を必要としない。

ア 関税割当申請書類表（別添様式1）

イ 令和2年度及び令和3年度のでん粉等（糖化用）の輸入通関実績及び計画（別添様式2-3）

ウ 令和2年度及び令和3年度のでん粉等（糖化用）の販売（使用）実績

及び計画（別添様式4－3）

エ 工場に関する書類等（糖化業者団体にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別添様式5）

オ 法人の登記事項証明書の写し（法人格を有しない団体にあつては団体規約、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）以下同じ。）

(2) 化工でん粉用については、次に掲げる書類を添付すること。

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①アの別添様式1、②関税割当申請書、③イからオまでに掲げる添付書類、④2の誓約書の順に揃えて提出するものとする。

ただし、令和2年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてエ及びオの書類の内容に変更のないものは、エ及びオの書類の添付を必要としない。

ア 関税割当申請書類表（別添様式1）

イ 令和2年度及び令和3年度のでん粉等（化工でん粉用）の輸入通関実績及び計画（別添様式2－3）

ウ 令和2年度及び令和3年度のでん粉等（化工でん粉用）の販売（使用）実績及び計画（別添様式4－3）

エ 工場に関する書類等（化工でん粉製造業者団体にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別添様式5）

オ 法人の登記事項証明書の写し

(3) グルタミン酸ソーダ等用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和2年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてエ及びオの書類の内容に変更のないものは、エ及びオの書類の添付を必要としない。

ア 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるでん粉の使用実績数量及び在庫数量を記載した書類（別添様式2-1）

イ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるでん粉の入手状況を記載した書類（別添様式3）

ウ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量を記載した書類（別添様式4-1及び4-2）

エ 工場に関する書類等

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別添様式5）

オ 法人の登記事項証明書の写し

(4) 沖縄特別割当用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和2年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてエ及びオの書類の内容に変更のないものは、エ及びオの書類の添付を必要としない。

ア 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるでん粉等の販売実績数量及び在庫数量並びに販売先別販売実績数量を記載し

た書類（別添様式2-1及び2-2）

イ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるでん粉等の入手状況を記載した書類（別添様式3）

ウ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間におけるでん粉等の販売計画数量及び在庫計画数量並びに販売先別販売計画数量を記載した書類（別添様式4-1及び4-2）

エ 事業所名及びその所在地を記載した書類

オ 法人の登記事項証明書の写し

(5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①アの別添様式1、②関税割当申請書、③イからカまでに掲げる添付書類、④2の誓約書の順に揃えて提出するものとする。

ただし、令和2年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてエ及びカの書類の内容に変更のないものは、エ及びカの書類の添付を必要としない。

ア 関税割当申請書類表（別添様式1）

イ 令和2年度及び令和3年度のでん粉等（その他用）の輸入通関実績及び計画（別添様式2-3）

ウ 令和2年度及び令和3年度のでん粉等（その他用）の販売（使用）実績及び計画（別添様式4-3）

エ 工場に関する書類等（団体が申請する場合にあっては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別添様式5）

オ でん粉等の輸入を必要とする理由書（別添様式6）

カ 法人の登記事項証明書の写し

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が、団体の場合にあつては当該物品を使用する構成員、販売者の場合にあつては当該物品の使用者の誓約書を含む。）。

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請（第11の7による第2次公表によるものを含む。）を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類（2を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請の時と変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 糖化用については、第6の1の(1)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 化工でん粉用については、第6の1の(2)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 3 グルタミン酸ソーダ等用については、第6の1の(3)の書類に基づくでん粉の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 4 沖縄特別割当用については、第6の1の(4)の書類に基づくでん粉等の輸入通関実績数量、販売実績数量、販売計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 5 その他用については、第6の1の(5)の書類に基づくでん粉等の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

- 1 グルタミン酸ソーダ等用のでん粉等の割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）の定めるところにより、割当てを受けたでん粉等の使用実績数量又は製品の製造実績数量・販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを食料産業局長に1部提出するものとする。
- 2 糖化用、化工でん粉用又はその他用のでん粉等の割当てを受けた者は、政策統括官の定めるところにより、割当てを受けたでん粉等の使用（又は販売）実績数量又は製品の製造実績数量・販売（又は消費）実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを政策統括官に1部提出するものとする。
- 3 沖縄特別割当用のでん粉等の割当てを受けた者は、1に準じて、割当てを受けたでん粉等の販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に1部提出するものとする。
- 4 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）と

し、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の4に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下、「記載要領」という。）による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は、関税割当数量の返還について（別添様式7）を、一部数量の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書（記載要領様式第一）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。
- 5 沖縄総合事務局長は、第5の4に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を政策統括官に提出することができる。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

7 でん粉等に係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量の残量、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和3年9月10日までに返還された割当数量がある場合の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)